

広島市建設コンサルタント業務等 競争入札参加資格審査申請の手引

- ・ 地質調査業務
- ・ 測量業務
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務
- ・ 補償関係コンサルタント業務

この手引には、**令和9・10年度**において広島市及び広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件、競争入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）に係る手続等について記載しています。

申請（入力）に当たっては、この手引をよく読んで、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の入力誤りや記載漏れ等がないように注意してください。

なお、申請書及び書類に虚偽の事項を記載（入力）したとき又は重要な事項を記載（入力）しなかったときは、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、競争入札参加資格の認定を受けた後に、これらの事実が判明した場合は、当該認定を取り消すことがあります。

目 次

	ページ
第1 申請書の受付等について	1
1 競争入札参加者に必要な資格の要件	1
2 申請の業種区分	2
3 申請手続の概要	2
4 申請（入力）期間及び時間	2
5 提出書類の提出期限	2
6 提出方法（提出先）	3
7 提出書類	3
8 資格審査の結果通知	3
9 資格の概要	3
10 申請書の内容変更等の届出	4
第2 申請書等の作成要領等	5
1 競争入札参加資格審査申請書の作成（入力）に係る留意点	6
2 競争入札参加資格審査申請書（提出書類）の作成に係る留意点	15
(1) 競争入札参加資格審査申請書	15
(2) 使用印鑑届	15
(3) 委任状	15
(4) 口座振替依頼書	15
(5) [法人] 商業・法人登記の履歴事項全部証明書 [個人] 身分証明書及び誓約書	15
(6) 消費税及び地方消費税の納税証明書	16
(7) 広島市税の納税証明書 （広島市への納税義務がない者にあつては、申立書）	16
(8) 技術者経歴書（様式1）	17
(9) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書等の写し	17
(10) 決算書（貸借対照表、損益計算書等）の写し	18
(11) 営業所等調査兼実態調査同意書（様式2-1、2-2）	18
(12) 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手 [新規申請者・資格区分の追加申請者・パスワード再発行のみ]	18
第3 問合せ先等	裏表紙

第1 申請書の受付等について

1 競争入札参加者に必要な資格の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
 - ア 測量業務について申請しようとする者は、測量法第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般について申請しようとする者は、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の2第1項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあっては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (5) 無資格業者であって、取扱要綱第11条の3第1項又は第2項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあっては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (6) 資格審査の申請（入力）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 申請の業種区分

申請に当たっては、次に掲げる業種の区分に従い申請してください。

- (1) 地質調査業務
- (2) 測量業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

3 申請手続の概要

(1) 入力画面へのアクセス

インターネットを利用して広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の「広島市電子調達システムポータルサイト」(事業者向け情報 > 入札・契約情報 > 電子入札 > 広島市電子調達システムポータルサイト：ページ番号1028405) にアクセスしてください。

(2) 申請（入力）

「業者登録受付システム」により、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を、「4 申請（入力）期間及び時間」内に入力を行い、送信してください。

なお、この送信をした日が申請日となり、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）にも申請日として印字されます。

※ システムの操作の問合せ先は、第3「問合せ先等」の「3 システム操作に関することについて」を参照。

(3) 申請（提出書類）

「7 提出書類」の提出書類を作成、編さんし、「5 提出書類の提出期限」までに「6 提出方法（提出先）」に従い、正本一部を提出してください。

(4) 留意事項

ア 入力・記載事項について

提出書類に虚偽の事項を記載（入力）したとき、又は重要な事項を記載（入力）しなかったときには、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、競争入札参加資格の認定を受けた後に、これらの事実が判明した場合は、当該認定を取り消すことがあるので、十分注意して記載（入力）してください。

イ 書類の提出・補正について

審査の過程でこの手引で示していない書類の提出、又は提出された書類の補正を求めることがあります。この際は指定された期限までに必ず提出、補正等をしてください。

なお、求めに応じない場合は、当該申請による認定を行いません。

4 申請（入力）期間及び時間

(1) 期間

令和8年10月26日（月）から同年11月13日（金）まで（広島市の休日を除く。）

(2) 時間

いずれの日も午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了してください。）

5 提出書類の提出期限

令和8年11月30日（月）必着 ※提出書類は返却しません。

6 提出方法（提出先）

郵便等により提出してください。原則、持込（窓口）による受付は行いません。

（提出先）

※ 郵便による場合（「業者登録受付システム」又は「この手引の最終ページ」に掲載の「宛名ラベル」を使用してください。）

〒730-8799 広島市中区国泰寺町一丁目4番1号
広島中央郵便局留
広島市財政局契約部 行

※ 郵便以外で提出する場合

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）

7 提出書類

「業者登録受付システム」から印刷した競争入札参加資格審査申請書（「業者登録受付システム」から印刷する申請受付内容を含む。）に加え、必要書類を編さんし、提出してください。

なお、申請に必要な書類は、申請データ送信後に印刷した「申請受付内容」の「提出書類」に記載されているので、確認の上、提出してください。

※ **会社更生法（民事再生法）適用者に係る追加の提出書類**

更生（再生）手続開始決定者は「7 提出書類」に加えて下記(1)から(5)まで、更生（再生）計画認可決定者は「7 提出書類」に加えて下記(1)、(3)及び(4)を提出してください。

- (1) 更生（再生）手続開始申立事件に係る裁判所の更生（再生）手続開始決定の写し
- (2) 決算書（貸借対照表及び損益計算書）（更生（再生）手続開始決定以降の直近のもの）
- (3) 更生（再生）手続開始申立事件に係る裁判所の更生（再生）計画認可決定の写し（更生（再生）計画が認可されている者のみ）
- (4) 更生（再生）計画（更生（再生）計画が認可されている者のみ）
- (5) その他ヒアリング事項に関する参考資料（別途指示するので指定する日までに提出してください。）

8 資格審査の結果通知

- (1) 結果通知時期

令和9年5月上旬（予定）

- (2) 通知の方法

電子メール（契約に関する連絡先の「契約者E-mailアドレス」の欄に入力したE-mailアドレス宛て）による送付をもって通知します。

9 資格の概要

- (1) 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、**令和9年5月上旬（予定）**から令和10年度の末日（令和11年3月31日）までとします。ただし、令和11年度においても、令和11年度及び令和12年度の建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までの間は、なお効力を有します。

(2) 資格により参加が可能な競争入札等について

競争入札参加資格は、資格の有効期間内に入札公告等を行う建設コンサルタント業務等の競争入札に参加することができる資格とします。

令和11年度及び令和12年度の競争入札参加資格の有効期間が到来する日の前日までに入札公告等を行う競争入札のうち、当該資格の有効期間の到来後に落札者等を決定するものについては、当該競争入札に参加する者に限り、落札者等を決定する時まで、令和10年度の資格がなお有効に存続するものとみなします。

なお、法令上の許可を要する業種に関し、当該許可が取り消された場合等は、有効期間内にあっても、当該業種の競争入札参加資格は、失効します（当該業種に関する辞退届を提出する必要があります。）。

10 申請書の内容変更等の届出

(1) 更新申請者

申請書提出後、競争入札参加資格認定前に、申請書の記載（入力）内容（申請者の所在地、商号又は名称、代表者の職名又は氏名、使用印鑑、資本金、委任関係等）に変更が生じた場合には、「業者登録受付システム」の「変更届」から変更事項を入力・送信の上、出力した競争入札参加資格審査申請書変更届等を郵送等により直ちに提出してください。

＜変更届の提出が必要な事項＞については、

広島市のホームページ（事業者向け情報＞入札・契約情報＞資格審査申請や変更届など＞変更届の提出が必要な事項：ページ番号1019043）を参照

※ 合併・事業分割等による組織変更が予定される場合は、財政局契約部工事契約課まで問い合わせてください。

(2) 新規申請者又は資格区分の追加申請者

申請書提出後、競争入札参加資格認定前に、申請書の記載（入力）内容（申請者の所在地、商号又は名称、代表者の職名又は氏名、使用印鑑、資本金、委任関係等）に変更が生じた場合には、財政局契約部工事契約課まで問い合わせてください。

(3) 認定後の変更

競争入札参加資格の認定後に、認定事項に変更が生じた場合には、インターネットを利用し、広島市のホームページの「業者登録受付システム」（事業者向け情報＞入札・契約情報＞電子入札＞広島市電子調達システムポータルサイト：ページ番号1028405）により変更事項を入力・送信の上、出力した申請書等を広島市財政局契約部工事契約課へ郵送等により直ちに提出してください。

(4) 資格審査等の辞退

ア 申請書提出後、資格の認定前に、競争入札参加資格の審査を辞退する場合

「競争入札参加資格審査申請取下書」を直ちに提出してください。

イ 資格認定後、競争入札参加資格を辞退する場合（一部業種のみを辞退する場合を含む。）

「競争入札参加資格辞退届」を直ちに提出してください。

（様式については、いずれも広島市ホームページに掲載）

※ なお、特段の理由なく競争入札参加資格の認定を辞退した場合は、当該競争入札参加資格の認定通知書に記載された有効期間を経過するまでは、辞退した業種に係る申請を行うことができません。

第2 申請書等の作成要領等

「業者登録受付システム」の操作についてはこの手引をよく読んだ上で、正確に入力や記入をし、誤り・漏れ等がないように注意してください。

また、提出書類の編さんについては次のとおりとしてください。

- 1 提出書類は原則A4とします。
 - (1) 申請書はA4縦としてください。
 - (2) 写しを提出する書類は、原本がA4以外の大きさの場合は、できるだけ拡大又は縮小してA4の大きさに複写したものを添付してください。
- 2 写しを提出する場合は、文字等が不鮮明にならないよう注意してください。
- 3 提出書類は次により編さんしてください。
 - (1) 「申請受付内容」に記載してある「提出書類」の番号順にする。
 - (2) A4縦の書類は申請書の向きに合わせ、A4横の書類は、横位置の右を上にしてセットする。
 - (3) 左ヒモ綴じ（2穴）とし、ステープラー（ホチキス）は使用しない。
 - (4) ファイル等には綴じない。

◆入力に際しての事前準備◆

1 更新申請者

- (1) 次の手順により、現在登録されている事項に変更が生じていないか確認してください。
 - ア 「業者登録受付システム」にログイン後、「■登録内容照会」をクリックし、「登録内容照会」画面を表示させ確認する。
 - イ 「登録内容照会」画面で、入力項目を確認する。
- (2) 必要に応じて「下書きシート」を作成してください。（必須ではありません。）
- (3) **現在の競争入札参加資格（令和7・8年度）の登録事項（変更届の提出が必要な事項に限る。）に変更が生じている場合には、業者登録受付システムにより変更届の受付（随時受付）を済ませてから更新申請の入力を行ってください。**
＜変更届の提出が必要な事項＞については、
広島市のホームページ（事業者向け情報＞入札・契約情報＞資格審査申請や変更届など＞変更届の提出が必要な事項：ページ番号1019043）を参照してください。

2 新規申請者又は資格区分の追加申請者

「下書きシート」で入力項目を確認し、必要に応じて、「下書きシート」を作成してください。

※ 下書きシートについて

必ず作成しなければならないものではありませんが、事前に「下書きシート」に入力事項を記入の上、システムにログインすると、スムーズに入力を進めることができます。（※入力画面は、一定時間を経過するとログアウトします。その場合、一時保存していないデータは消えるため注意してください。）

なお、更新申請者においては、「登録内容照会」画面を印刷したものに、令和9・10年度競争入札参加資格の申請事項を書き入れることで「下書きシート」の代わりとして利用することができます。

また、「下書きシート」はシステム入力時の参考とするものであり、提出の必要はありません。

1 競争入札参加資格審査申請書の作成（入力）に係る留意点

- (1) 入力フォームの指示事項に従い入力してください。
- (2) ラジオボタン（）の選択は、初期表示に注意し、該当する方にチェックしてください。
- (3) 過去に建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格登録があった事業者で、当時の業者番号及びパスワードを使用してログインした場合、入力画面に、広島市に登録されていた当時の内容（「経営規模等総括情報」以下の事項を除く。）が初期表示されるため、基準日（直前決算日をいう。ただし、直前の決算が、決算後間もないため、申請時点で調整されていない場合は、直前決算の1年前（半年決算の場合は半年前）の日をいう。以下同じ。）に注意し、令和9・10年度競争入札参加資格の申請内容を入力してください。
- (4) 代表者等の氏名を入力する際、J I S第1水準又は第2水準以外の文字はシステムに対応していないため、正字、ひらがな又はカタカナで入力してください。

▼【本社基本情報入力】

本社に関する情報を入力フォームの指示事項に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

(1) 「商号又は名称」の欄

商号又は名称に空白（スペース）を用いている場合を除き、空白（スペース）を挿入しないでください。

（法人組織の種別（株式会社、一般社団法人等）と会社固有の名称とは、連続して入力すること。）

（例：株式会社 広島→株式会社広島）

「フリガナ」の欄には、法人組織の種別（「株式会社」など）を除いて、カタカナで、スペースを空けずに詰めて入力してください。「&」、「・」、「.」等の符号は入力することができませんが、例えば、「&」を「アンド」、「.」を「ドット」のようにカタカナで入力することは可能です（例：株式会社広島→ヒロシマ）。

(2) 「登記簿上の本店所在地」の欄

商業・法人登記の履歴事項全部証明書（以下説明において「登記簿」という。）に記載されている本店の情報（個人の場合は、住民票の住所）を入力してください。登記簿に記載されていない情報（ビル名等）を入力しないでください。

登記簿上の所在地に「電話番号」又は「FAX番号」がない場合は、「電話番号」又は「FAX番号」の欄に「0」を入力してください。

(3) 「ホームページアドレス(URL)」の欄（任意）

ホームページを開設している者は、そのホームページアドレスを入力してください。

(4) 「主たる営業所の所在地（又は本店所在地）」の欄（該当者のみ）

ア 法人の場合は、主たる営業所（本店）の所在地と登記簿上の本店所在地が異なる場合のみ、主たる営業所の情報を入力してください。なお、主たる営業所とは、建設コンサルタント業務等を営む全ての営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいい、登記簿上の登記のみで、営業所としての実態を有していないものは含めないでください。

イ 個人の場合は、住民票の住所と主たる営業所の所在地が異なる場合のみ、主たる営業所の情報を入力してください。

なお、地番表示については、主たる営業所の所在地が「〇〇番地の〇」と表記されている場合は「〇〇番地〇」と登録してください。

(5) 「**会社成立年月日**」の欄（法人のみ）

登記簿に記載されている会社等の成立年月日を入力してください。

(6) 「**主として営む事業**」の欄

選択肢の中から当てはまるものを選んでください。建設コンサルタント業務等を主として営む事業者は「サービス業」を選択してください。

(7) 「**総従業員数**」の欄

申請時において、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員（パート・派遣・アルバイトは含まない。）の人数を入力してください。

ア 法人その他の団体の場合は、代表者及び非常勤の役員を除いた人数を入力してください。

イ 個人の場合は、事業主を除いた人数を入力してください。

(8) 「**資本金**」の欄（法人のみ）

現在の資本金の額（登記簿に記載されている金額）（一般社団法人等にあつては、資産の総額）を入力してください（経営規模等評価結果通知書等の資本金の額と異なる場合があります。）。

※ 切捨て、切上げ等を行わないでください。

(9) 「**広島市税の課税状況**」の欄

申請日時点の課税状況に応じ、該当する方にチェックしてください。

(10) 「**資本系列**」の欄

該当するものにチェックして内容を入力してください。

「資本系列」、「兼務役員」及び「親族関係」については、建設関連企業（広島市の令和9・10年度競争入札参加資格審査申請を行っている者に限る。）との関係について入力してください。

なお、建設関連企業とは、地質調査業、測量業、建設コンサルタント業、補償コンサルタント業、建設業等を営む企業をいいます。

ア 「**資本系列**」の「有」を選択した場合

(ア) 「**出資をしている会社**」の欄は、申請事業者又は申請事業者の代表者個人が、他の事業者（建設関連企業）を子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）とし、又はその経営支配者となっている場合に、出資先事業者の社名及び出資率について入力してください。

(イ) 「**出資を受けている会社**」の欄は、申請事業者が、他の事業者（建設関連企業）を親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）としている場合や、他の事業者の代表者が申請事業者の経営支配者となっている場合に、その事業者名（代表者の場合は、役職名を含む。）及び出資率について入力してください。

イ 「**兼務役員**」の「有」を選択した場合

代表者又は役員（監査役を除く。）が、他の事業者（建設関連企業）の代表者又は役員（監査役を除く。）を兼ねている場合について入力してください。

ウ 「**親族関係**」の「有」を選択した場合

代表者又は役員（監査役を除く。）の配偶者、親、子又は兄弟姉妹が他の事業者（建設関連企業）の代表者又は役員（監査役を除く。）である場合について入力してください。

エ 「**外資状況**」の「有」を選択した場合

外国籍会社にあつては国籍を、日本国籍会社にあつては外国資本の状況を、それぞれ入力してください。

▼【契約者情報入力】

契約者に関する情報を入力フォームの指示事項に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

(1) 「委任の有無」の欄

該当する方にチェックしてください。

委任の「有」を選択する場合は、その受任者に係る営業所等が、主たる営業所（本店）以外の営業所等であって、申請希望業種の営業に関し法令上の登録等が必要な場合は当該登録等を受けており、かつ、常時建設コンサルタント業務等の請負契約を締結するものであることが必要です。

（単なる連絡場所的な営業所等に所属する者に委任することはできません。また、代理人は、営業所等に常勤している申請事業者の役員又は申請事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員に限ります。）

ア 申請者が主たる営業所（本店）以外の営業所等に所属する者に対し、入札契約権限を継続して委任しようとする場合に、委任状（様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください。）を提出してください（入札契約権限を委任しない場合は、「無」を選択してください。）。

イ 入札契約権限の一部に限って委任することはできません。

※ 測量業務の審査申請を希望する者は、測量法第55条の2の規定により提出した測量業者登録申請書別紙に記載した営業所の中からのみ委任可能。

(2) 「商号及び支店・営業所」以下の項目欄

入力フォームの指示に従い、入力してください。

(3) 「契約先に関する連絡先」の欄

必ず入力してください。

また、「契約者E-mailアドレス」を必ず入力してください。このメールアドレスに審査結果通知等の重要な通知メールが送信されます（携帯電話のE-mailアドレスは、使用することができません。）。

▼【債権者情報入力】

契約者（入札契約権限を委任しようとする場合にあっては、受任者が契約者となります。）の情報が表示されるので、確認してください。「振込先」以下の項目は、入力フォームの指示に従い入力してください。

なお、更新申請者にあっては、表示されている項目に変更がない場合には、入力の必要はありません。

※ 口座名義（カナ）の欄について

口座名義（契約者の名義）は、預金通帳に記載されているカナ名義のとおり入力してください。

ただし、法人の場合は、略語を使用していなくても略語を使用してください（略語の使用例については、下記の[参考]を参照）。また、法人において、口座名義に代表取締役名等が記載されている場合であっても、代表取締役名等を入力しないでください。

【参 考】 カナ名義の記載例（内国為替取扱規則に準拠）

ア 略語の使用例

- ・ (株)〇〇商事 → カ) 〇〇ショウジ
- ・ 〇〇商事(株) → 〇〇ショウジ (カ)
- ・ 〇〇商事(株) 代表取締役 △△ → 〇〇ショウジ (カ) ※代表取締役名等は不要
- ・ 〇〇商事(株) 広島営業所 → 〇〇ショウジ (カ) ヒロシマ (エイ)
- ・ 〇〇協同組合 広島出張所 → 〇〇キョウクミ ヒロシマ (シユツ)

イ 口座名義（カナ名義）で 사용할 ことができる文字等は、次のとおりです。

数 字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
英 字	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
カナ文字	アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤ ユヨラリルレロワン ガギグゲゴザジズゼゾダヂヅデドバビブベボパピプペポ
記 号	() - (マイナス) . (ピリオド) スペース

▼【登録希望業種情報入力】

入札参加資格の審査を希望する業種に関する情報を入力フォームの指示に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

（業務内容）

業 種 区 分	種 目
地質調査業務	地質調査
測量業務	※測量一般、※地図の調製、※航空測量
土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、 上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、 廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、 鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、 建設環境、機械、電気電子
建築関係建設コンサルタント業務	※建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、 機械設備積算、電気設備積算、調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、 補償関連、総合補償

（注） ※印の種目は、営業に関し法律上必要とする登録を受けていなければ、入札参加資格を申請することはできません。

まず、「業種・種目詳細情報の入力」欄から入力フォームの指示に従い入力してください。

「業種・種目詳細情報の入力」欄への入力は、資格審査を希望する業種ごとに繰り返し行い、「登録希望業種の一覧」に表示されていることを確認の上、全ての審査希望業種の入力を完了させてください。

- (1) 「業種」の欄は、「検索」ボタンをクリックし、選択肢の中から希望する業種を選択してください。
- (2) 「種目」の欄は、「検索」ボタンをクリックし、選択肢の中から希望する種目を選択してください。
- (3) 「国等への登録の有無」の欄は、資格審査を希望する業務について、営業に関し法律上必要とする登録又は国土交通省の登録規程による登録を受けている場合に「有」を選択してください。

ア 営業に関し法律上必要とする登録

測量業務及び建築関係建設コンサルタント業務のうち「建築一般」にあつては、営業に関し法律上必要とする登録を受けていなければ、入札参加資格の審査を希望することはできません。

- (7) 測量業務にあつては、測量法第55条第1項の規定による登録を受けていることが必要です。

提出書類：下記のa及びbを提出してください。

- a 測量業者登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）又は登録通知書の写し（通知年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）
- b 直近の登録申請書の写し又は測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し（「申請書」、「申請書別紙」、「使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」等）

※ 測量業者登録申請書別紙に記載された営業所（常時測量の請負契約を締結する営業所）のみ登録可。

- (4) 建築関係建設コンサルタント業務のうち「建築一般」にあつては、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていることが必要です。

提出書類：下記のaを提出してください。

- a 建築士事務所登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）又は登録通知書の写し（通知年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

イ 国土交通省の登録規程による登録

地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務の登録を希望する者にあつては、国土交通省の登録規程による登録を受けている場合、「国等への登録の有無」の欄は、「有」を選択（任意）してください。

「有」を選択した場合には、必ず直近の現況報告書の写し（国土交通省の確認済印のあるもので、全添付書類を含む。）又は登録通知書の写し（新たに登録を受けた業務で現況報告書の提出を行っていない場合に限る。）を提出してください。

- (4) 「登録希望業種の一覧」の欄の右の「修正」ボタンをクリックするとその行（申請希望業種）の修正が可能です。「削除」ボタンをクリックするとその行（申請希望業種）を削除することができます。

▼【経営規模等総括情報入力】

※ 直前決算日を基準日として入力してください。

(1) 「業種実績高」の欄

消費税及び地方消費税の額を控除した額を記入してください。

- (2) 申請日の直前2年の各事業年度の決算に基づく業務ごとの実績高を入力してください。

ア 入札参加資格の登録を希望しない業種であっても、業務実績高を入力してください。

イ 「その他の業務（兼業他業種）」の欄は、地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務以外の業務を併せて営んでいる場合に、当該業務の業務実績高を入力してください。

なお、直前の決算が、決算後間もないため、申請時点で調製されていない場合は、直前決算の1年前（半年決算の場合は半年前）の決算以前2年間の事業年度の業務実績高を入力してください。この場合は、自己資本額の直前決算時も同一基準日としてください。

- (3) 業務実績高に、千円未満の端数があるときは、百円の位を四捨五入してください。

- (4) 決算が1年ごとの場合は、「前年」及び「前々年」欄のそれぞれ右側の欄を使用してください。

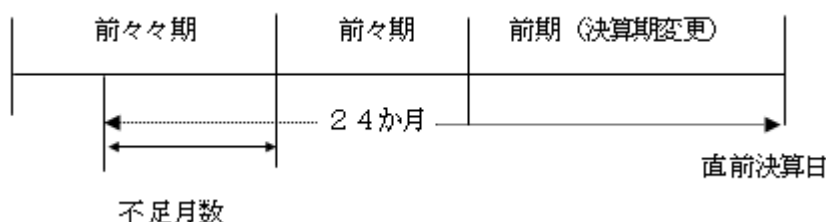
決算が半年ごとの場合は、「前々年」欄の左から順に入力し、「前年」欄の右が直前決算日のものとなるように入力してください。

- (5) 直前2か年の間に創業又は営業年度の変更等があった場合は、次のとおり算定してください。

ア 新規に営業を開始したことにより、合計月数が24か月に満たない場合

各営業年度の実績額の合計額 $\times 1/2 =$ 直前2か年間の年間平均実績高

イ 営業年度を変更したため、直前2か年に含まれる各事業年度の月数の合計が24か月に満たない場合



(直前2か年に含まれる各事業年度の実績額の合計額 + 前々々 (ただし1年決算の場合) 事業年度の実績額 $\times$ 不足月数 $\div 12$) $\times 1/2 =$ 直前2か年間の年間平均実績高

ウ 個人事業者が法人成りとなった場合、法人組織を変更し現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合又は他企業を吸収合併し、若しくは他企業の業務全部の営業譲渡を受けた場合は、前企業又は吸収合併前の各企業の業務実績高 (ただし、同業務の実績に限る。) を含めて計算してください。

(6) 「自己資本額」の「直前決算期」欄

ア 法人の場合……直前決算の貸借対照表における純資産 (正味財産) の合計額を入力してください。

イ 個人の場合……直前決算の貸借対照表から下記の計算式により算出した額を入力してください。

自己資本額 = 元入金 + 事業主借 - 事業主貸 + 青色申告特別控除前の所得金額
(期首資本金) (事業主借勘定) (事業主貸勘定) (事業主利益)

(7) 「決算後の増減額」の欄

ア 法人の場合……直前決算日以降に資本金の増減資を行った場合に、その額を入力してください。

イ 個人の場合……記載 (入力) は不要です。

(8) 「営業年数」の欄

創業年月日から直前決算日までの年数で、1年未満の端数を切り捨ててください。

なお、「有限会社」を「株式会社」へ組織変更した場合などは、「創業年月日」の欄に有限会社の設立年月日を、「現組織への変更」の欄に株式会社へ組織変更した年月日を、それぞれ入力してください。

(9) 提出書類

ア 法人の場合: 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の写し (直前1年の事業年度のもの)。

ただし、協同組合にあっては、株主資本等変動計算書及び注記表に代えて「剰余金の処分 (又は損失の処理の方法) を記載した書面」の写しを提出してください。

直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、その前年度財務諸表を提出してください。

イ 個人の場合: 前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書の写しを提出してください。

※ 他の提出書類に添付して当該書類を提出する場合は、重複して提出する必要はありません。

▼ [業種実績情報入力]

※ 直前決算日を基準日として入力してください。

「営業に関し法律上必要とする登録の証明書等」において、現況報告書の写しを提出する場合、その業務については入力不要です。現況報告書の業務以外の業務について入力してください。

(1) 「業種」の欄

「検索」ボタンをクリックし、選択肢の中から資格審査を希望する業種を選択してください。

(2) 直前1年間の主な完成業務及び直前1年間に着手した主な未完成業務について、「経営規模等総括情報入力」の「直前2年の各事業年度の決算に基づく実績高」欄の最終年度の各業務実績高のそれぞれ6割程度又は件数でそれ

それぞれ20件程度を入力してください。

また、家業相続、法人成り、合併、営業の全部譲渡等が行われ、かつ、契約不適合責任を負っているなど現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の業務実績を入力することができます。

- (3) 下請けした業務については、「発注者」の欄に元請業者名を記入し、「業務名」の欄には下請業務名を入力してください。

- (4) 「測量等対象の規模等」の欄

測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を入力してください。

- (5) 「請負代金の額」の欄

消費税及び地方消費税込みの金額を入力してください。

「業種実績詳細情報の入力」欄への入力は、資格審査を希望する業種ごとに繰り返し行い、「業種実績の一覧」に表示されていることを確認の上、全ての審査希望業種の入力を完了させてください。

- (6) 「業種実績の一覧」の欄

右の「修正」ボタンをクリックするとその行の修正が可能であり、「削除」ボタンをクリックするとその行を削除できます。

▼【許認可・技術者情報入力】

- (1) 「テクリスの業者コード」の欄

一般財団法人日本建設情報総合センターの運営する「調査設計、測量並びに地質調査に関する実績情報サービス」(TECRIS)の会社コード(8桁又は10桁)を入力してください(登録がない場合は入力不要)。

- (2) 「電子納品」の欄

業務の成果品を電子データで納品することに関し、対応することができるのであれば「可能」を、そうでなければ「不可能」を選択してください。

電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び広島市が定める「広島市電子納品の手引」に基づいて作成されたものをいいます。なお、国土交通省の定めた電子納品要領及び広島市が定める「広島市電子納品の手引」は、ホームページよりダウンロードできます。

(国土交通省国土技術政策総合研究所：<http://www.cals-ed.go.jp/>、国土交通省大臣官房官庁営繕部：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_densiseikahin4.1_00001.html)

(広島市ホームページ>事業者向け情報>都市整備>公共事業の情報化と技術管理>電子納品・CALS/EC>電子納品要領・様式)

- (3) 「許認可登録等の種類」の欄は、次に掲げる登録を受けている場合に、許可番号及び許可等年月日を入力してください。なお、登録の中に複数の部門等がある場合は、いずれか1つ(最新のもの)を入力してください。

ア 測量業者	測量法第55条第1項の規定による登録
イ 建築士事務所	建築士法第23条第1項の規定による登録
ウ 地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録
エ 建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
オ 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
カ 不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による登録
キ 土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条第1項の規定による登録(申請者が法人の場合を除く。)
ク 司法書士	司法書士法第8条第1項の規定による登録(申請者が法人の場合を除く。)
ケ 計量証明事業者	計量法第107条の規定による登録

(4) 「有資格技術者職員」の欄

基準日において常時雇用（下記オ参照）している各技術職員等について、該当する資格を有する者の数を入力してください。

なお、1人の者が複数の資格を有する場合には、それぞれの資格について人数を計上することができますが、1人の者が同一資格の上級（1級、第1種又は〇〇士）と下級（2級、第2・3種又は〇〇士補）を併せ持つときは、**上級の資格のみ**で計上してください。

ア 「技術士」の欄

技術士法第32条第1項の規定による登録をした技術士のうち、入力区分に掲げている選択科目の該当者は当該入力区分に、非該当者は「その他の部門」に計上してください。この場合の人数は、**選択科目ごとの延べ人数**（ただし、選択科目内で1人の者が複数資格を有する場合は選択科目で1人として計上してください。）としてください。

（「RCCM」（一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し登録を受けている者）の欄も同様）

イ 「技術士合計（実人数）」、「電気関係技術者合計（実人数）」及び「RCCM合計（実人数）」の欄 実人数を計上してください。

ウ 「有資格技術者職員」の欄

「公共用地経験者」は、官公庁に勤務し、公共用地の取得事務に従事した実績のある者で、**官公庁での実務経験年数が10年以上の者**の数を計上してください。

エ 「その他」の欄

「有資格技術者職員」に含まれない技術職員の**実人数**を計上してください。

オ 「技術職員（実人数）」及び「事務職員（実人数）」の欄

常時雇用している従業員のうち、専らコンサルタント業務等に従事している者の**実人数**を入力してください。臨時職員及びパート職員（※）、非常勤職員（勤務時間が常勤職員の勤務時間の2分の1を超える者を除く。）、他企業への出向職員等は計上しないでください。

※ 日々雇用される者、2か月以内（季節的業務にあつては4か月以内）の雇用期間の者をいいます。ただし、雇用期間経過後も引き続き雇用（日々雇用される者は1か月以上）されている者は計上しても構いません。

カ 「技術職員（実人数）」の欄

「有資格技術者職員」及び「その他」で計上した技術職員の**実人数**を計上してください。

キ 「事務職員（実人数）」の欄

「技術職員（実人数）」で計上した従業員以外で、コンサルタント業務等に従事する事務職員の**実人数**を計上してください。

ク 「その他職員数（実人数）」欄

常時雇用している従業員のうち、専ら庶務又は経理等の事務を行う職員及び兼業している他業種の業務に従事している技術職員及び事務職員の**実人数**を計上してください。

建設業を兼業する者で、専ら建設業の技術職員として勤務している者は、「その他職員（実人数）」に計上してください。

「従業員数」の欄の有資格技術者職員として計上した者は、必ず「技術者経歴書」（様式1）に記入し提出してください。特に「法令による免許等」の欄には、漏れがないよう注意してください。

▼【入力者情報入力】

申請（入力）をしている者の情報を、入力フォームの指示に従い、入力してください。

申請内容に疑義が生じた場合等において、広島市から入力者に問合せを行います。

申請（入力）・送信後、「E-mailアドレス」の欄に入力されたE-mailアドレス宛てに受付完了メールを送信するので、E-mailアドレスは正確に入力してください。

行政書士等が申請手を代行する場合は、その者の情報を入力してください。また、その場合、「部署名等」の欄に、当該行政書士等の事務所名を入力してください。

▼【入力した内容の確認】

記載（入力）した内容に誤り等がないか、画面で確認してください。（「申請する」ボタンをクリックした後は、申請者において申請データを修正することができないため、誤りがないかよく確認してください。）

確認した後に、「申請する」ボタンをクリックし、データを送信してください。

※ なお、申請後、入力内容に誤りがあった場合及び訂正が生じた場合は、財政局契約部工事契約課（082-504-2280）へ連絡し、「補正差戻しの処理」を依頼した上で入力内容を修正してください。

▼【申請書の印刷】

印刷画面が表示されるので、その画面をプリントアウト（A4縦）した全てのページと、「申請受付内容」に表示される提出書類を揃えて、提出期限までに所定の提出先へ郵送等により提出してください。「申請受付内容」右上のバーコードは受付情報を本市で読み取り処理を行うので汚さないでください。

※ 申請後、補正差戻しの処理を依頼し入力内容を修正した場合は、修正後の申請書を提出してください。修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。

2 競争入札参加資格審査申請書（提出書類）の作成に係る留意点

(1) 競争入札参加資格審査申請書

ア 初めて本市に競争入札参加資格審査申請をされる方については、本人確認等を行う必要があるため、申請書到達後に電話による本人確認等を行います。

※ 窓口を持参された場合は、持参された方が代表者のときは、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を、代表者に代わって法人の使用人が提出する場合にあっては、本人確認書類及び申請者の使用人であることが分かる書類（保険証等）の提示を求めます。

イ 印刷した全てのページを提出してください。

(2) 使用印鑑届

ア 様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。

イ 「使用印」は、必ず代表者印（入札契約権限を主たる営業所（本店）以外の営業所等に所属する者に継続して委任しようとする場合は、当該長の印）を使用してください（会社印は不可。）。

※ 印影が代表取締役之印、社長之印、△△支店長之印、営業所長之印などと印字されているもので、入札契約権限のある者の印を使用してください。

※ ○○会社之印、株式会社△△印などと印字されている社印等、個人を特定できないものは使用できません。

ウ 右肩の日付欄は、申請日又は書類作成日いずれかを記入してください。

(3) 委任状（該当者のみ）

ア 申請者が入札契約権限を主たる営業所（本店）以外の営業所等に所属する者に継続して委任しようとする場合のみ作成してください。

イ 様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。

ウ 受任者の「支店等の名称」の欄は、「○○会社○○支店」等と記入してください。

エ 委任する場合は、受任者に係る営業所等が、申請希望業種の営業に関し法令上の登録等が必要な場合は当該登録等を受けており、かつ、常時建設コンサルタント業務等の請負契約を締結するものであることが必要です。

なお、単に連絡場所として用いている営業所等に所属する者には、委任することはできません。

また、代理人は、営業所等に常勤している申請者の役員又は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員（臨時社員、非常勤社員、派遣社員、契約社員等は除く。）に限ります。

オ 入札契約権限の一部に限って委任することはできません。

カ 右肩の日付欄は、申請日又は書類作成日いずれかを記入してください。

(4) 口座振替依頼書（該当者のみ）

ア 新規申請者及び更新申請者のうち「口座振替依頼書」の内容に変更がある者（「業者登録受付システム」から「口座振替依頼書」が出力された場合）は提出が必要です。

イ 様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。

ウ この様式は、申請書（他の提出書類）に綴じ込まずに提出してください。

(5) 【法人】 商業・法人登記の履歴事項全部証明書（写し可）

【個人】 身分証明書（写し可）及び誓約書

ア 法人の場合

商業・法人登記の履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可）（発行（証明）年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

イ 個人の場合

身分証明書（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

誓約書（様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。）

※ アの履歴事項全部証明書は法務局で、イの身分証明書は本籍地のある市（区）町村で、それぞれ発行されます。

(6) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア 「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれかを提出してください（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）。

イ 納付すべき税額がない場合も、上記アの納税証明書が発行されるので提出してください。

ウ 納税証明書は、納税地を所管する税務署において発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、当該税務署に請求してください。

なお、e-Taxを利用すると、電子手続により納税証明書の交付申請を行うことができます。

e-TAXのホームページ（ホーム>電子納税>納税証明書の交付請求について）を参照してください。

※ 電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出してください。

(7) 広島市税の納税証明書（写し可）（広島市への納税義務がない者にあつては、申立書）

ア 広島市の区域内に事業所等を有している者

広島市が発行する広島市税の納税証明書を提出してください。

(ア) 課税されている場合

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のあるもの（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

(イ) 課税されていない場合

「納付すべき確定した徴収金がない。」旨の記載のあるもの（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

(ウ) 納税証明書は、広島市役所の市税事務所、市税事務所税務室（広島市の各区役所の庁舎内にあり、事業所の所在地にかかわらず、どの区の窓口でも発行を請求することができます。）、出張所、連絡所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収企画課の窓口において発行します。納税証明書を請求するときは、窓口（広島市ホームページからもダウンロード※することができます。）の「納税（納付）証明請求書」を使用し、「広島市競争入札参加資格審査申請用」である旨を伝えてください。

※ 証明請求書は、広島市のホームページ（くらし・手続き>税金>市税の証明>請求書様式（市税の証明）>窓口用請求書様式（ダウンロード）：ページ番号1019156）からダウンロードできます。

イ 広島市の区域内に事業所等を有していない者

(ア) 広島市への納税義務がある場合

広島市が発行する広島市税の納税証明書を提出してください（上記ア参照）。

(イ) 広島市への納税義務がない場合

「申立書」（様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください。）を提出してください（納税証明書の提出は不要）。

※ 広島市の区域内に事業所等を有していない者であっても、**広島市の区域内に固定資産（償却資産を含む。）を有する場合**や申請書を提出する年度の属する年の1月1日現在に**広島市の区域内に居住していた従業員を雇用しているときは、固定資産税等や特別徴収に係る市民税の納税義務がある場合がある**ので、広島市税の納税証明書を提出してください。

※ 「**申立人（申請者）**」欄は、申請書に記入した申請者名を記入してください。

※ 申立書に記載されている事項について、該当しているかよく確認してください。

※ 申立書の右肩の日付欄は、申請日又は書類作成日いずれかを記入してください。

(8) **技術者経歴書（様式1）** ※ **直前決算日を基準日として記入**してください。

〔許認可・技術者情報入力〕の欄に、有資格技術者職員として計上した者は、必ず記載してください。

ア 「**（種類）**」の欄は、原則として建設コンサルタント業務等の業種別に記入し、その業種ごとに別葉として業務に携わる全ての技術者経歴を記入してください。

また、記入は、**営業所等**（主たる営業所（本店）又はそれ以外の常時契約を締結する営業所等）ごとにまとめて行い、営業所等の名称を「氏名」欄に（ ）書で記入し、次の行から当該営業所等に所属する技術者の氏名等を記入してください。

なお、営業所等ごとに別葉としても可。

イ 「**学校の種類**」の欄は、大学、高等専門学校等の別を記入してください。

ウ 「**法令による免許等**」の欄は、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたもの及び公共用地経験者を記入してください。

申請書の有資格技術職員又は有資格職員に該当する**同一資格を有する者が複数いる場合には**、当該資格の右に**順番に番号を付す**ようにしてください。

《例》 ○級建築士①、○級土木施工管理技士①

エ 「**実務経歴**」の欄は、最近のものから記載し、純粋に当該建設コンサルタント業務等に従事した職種及び地位を記入してください。

オ 「**実務経験年数**」の欄は、専ら当該建設コンサルタント業務等に従事した期間を記入してください。

公共用地経験者は、**官公庁での公共用地に係る実務経験年数**を（ ）書きで記入し、当該建設コンサルタント業務等の経験年数には、**官公庁での経験年数を含まない**で記入してください。

カ この調書に代えて統一様式又は記載項目が同一の類似様式を使用することができますが、その際は、アからオまでの記入方法に従ってください。特に、**同一資格者が複数いる場合には**、**順番に番号を付す**ようにしてください。

(9) **営業に関し法律上必要とする登録の証明書等の写し**

ア **測量業務**を申請する場合（Ⅶ及びⅧの双方とも提出すること）

Ⅶ 測量業者登録証明書の写し（証明年月日が**申請日の3か月前の日以降のもの**）又は登録通知書の写し（通知年月日が**申請日の3か月前の日以降のもの**）

Ⅷ 直近の登録申請書の写し又は測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し（「申請書」、「申請書別紙」、「使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」等）

※ 測量業者登録申請書別紙に記載された**営業所**（常時測量の請負契約を締結する営業所）のみ登録可

イ **建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般**を申請する場合

建築士事務所登録証明書の写し（証明年月日が**申請日の3か月前の日以降のもの**）又は登録通知書の写し（通知年月日が**申請日の3か月前の日以降のもの**）

ウ 地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務について、国土交通省の登録規程による登録を受けている場合

直近の現況報告書の写し（国土交通省の確認済印のあるもので、全添付書類を含む。）又は登録通知書の写し（新たに登録を受けた業務で現況報告書の提出を行っていない場合に限る。）

エ その他営業に関し必要な登録を受けている場合

- ㍿ 不動産鑑定業者登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）
 - ㍿ 土地家屋調査士登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）
 - ㍿ 司法書士登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）
 - ㍿ 計量証明事業者登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）
- 又はこれら各登録通知書の写し（通知年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

(10) 決算書（貸借対照表、損益計算書等）の写し

次の書類を提出してください。

ただし、他の提出書類に添付して当該書類を提出する場合は、重複して提出する必要はありません。

ア 法人の場合

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の写し（直前1年の事業年度のもの）。ただし、協同組合にあっては、株主資本等変動計算書及び注記表に代えて「剰余金の処分（又は損失の処理の方法）を記載した書面」の写し。

※ 直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。

イ 個人の場合

前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書の写し

(11) 営業所等調査兼実態調査同意書（アに該当する者）（様式2-1、2-2：様式は、広島市ホームページ上に掲載）

ア 広島市の区域内に所在する営業所が主たる営業所（本店）又は受任地である場合に、法令等により常勤性が求められている者の在勤状況、技術者の資格、雇用関係、専任状況、事務所の実態等について広島市が実地に調査する場合に、これに協力することに同意した上で、作成してください。

イ 作成日時点の状況を記入してください（この調書の記載事項そのものに関する変更届は不要です。）。

ウ 該当する口欄に ☒ を記入してください。

エ （様式2-1）①に記載した営業所の写真（事務所の状態が分かる外観及び内部の写真（デジタルカメラによるデータの貼付けも可）を（様式2-2）②に貼付してください。なお、外観の写真については建物が判別できるもの（看板のみやビルの入口のみ等の写真は不可）、内部の写真については事務所内の状態が分かるもの（机等の配置がされており、事務所として機能していることが分かる写真）を貼付してください。

オ （様式2-1）①に記載した営業所以外の営業所等が広島市の区域内に所在する場合は、（様式2-2）③に記入してください。

(12) 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手（該当者のみ）

ア 新規申請者、資格区分の追加申請者及びパスワード再発行者に限り提出してください（パスワード等の交付についてのお知らせ送付用として使用します。）。

イ 封筒等に貼らずに提出してください。

ウ 普通切手を使用してください。

エ 別の封筒に入れるなど、他の書類に紛れないようにして提出してください。

なお、過去に競争入札参加資格の認定を受けたことがある者のうち、現在、広島市の競争入札参加資格を有している方は、申請によりパスワードを再発行しますので、パスワードを取得した上で必ず「有資格者の申請」から申請を行ってください。パスワード再発行の手続については広島市のホームページ（事業者向け情報 ＞ 入札・契約情報 ＞ 電子入札 ＞ 広島市電子調達システムポータルサイト：ページ番号1028405）に掲載しています。

第3 問合せ先等

1 競争入札参加資格審査申請に関することについて

広島市財政局 契約部 工事契約課

TEL：082-504-2280

FAX：082-504-2612

E-mail：keiyaku-koji@city.hiroshima.lg.jp

2 システム全般及びパスワードに関することについて

広島市財政局 契約部 物品契約課

TEL：082-504-2620

FAX：082-504-2612

E-mail：keiyaku-kai@city.hiroshima.lg.jp

3 システム操作に関することについて

電子調達ヘルプデスク

TEL：050-2018-3813

FAX：050-2018-0048

E-mail：help@keiyaku.city.hiroshima.jp

【申請書の送付先】 —— 宛名ラベル ——

〒730-8799

広島市中区国泰寺町一丁目4番1号

広島中央郵便局留

広島市財政局契約部行

令和9・10年度 広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請
(新規・一斉更新) 提出書類在中

〒730-8799

広島市中区国泰寺町一丁目4番1号

広島中央郵便局留（広島市財政局契約部 行）

令和9・10年度 広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申
請提出書類在中

商号または名称 _____

----- キリトリ線 -----

郵便にて提出書類を送付する場合は、上記宛名ラベルをキリトリ線から切り取り、
宛名書きとして使用してください。

【書類の提出期限】

令和8年11月30日（月）必着

※ 上記宛先は提出期間内のみ有効です。提出期限後に書類を送付する場合は以下の宛先
へ送付してください。

郵送以外を利用される場合は、以下の宛先に送付してください。

＜郵便以外の送付先＞

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所 本庁舎15階

広島市財政局契約部工事契約課 行

TEL：082-504-2280

建設コンサルタント業務等用